

(契 - 036)

平成23年12月1日

改正 平成24年10月1日

改正 平成27年4月1日

改正 令和3年3月29日

電子入札システム運用基準

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部

本運用基準は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が発注する電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）について、必要な事項を定めるものである。

目 次

| | |
|---------------------------------|---|
| 第1章 電子入札の基本方針（第1条・第2条） | 1 |
| 第2章 利用者登録及びICカードの取扱い（第3条 - 第6条） | 2 |
| 第3章 証明書の提出（第7条 - 第9条） | 2 |
| 第4章 入札書等の提出（第10条・第11条） | 3 |
| 第5章 開札（第12条 - 第18条） | 3 |
| 第6章 提出書類等の取扱い（第19条 - 第23条） | 4 |
| 第7章 紙入札（第24条 - 第29条） | 5 |
| 第8章 障害発生時の対応（第30条） | 6 |
| 第9章 電子入札システムにて発行された文書の取消し（第31条） | 7 |
| 第10章 電子入札システム等の運用時間（第32条） | 7 |

第1章 電子入札の基本方針

(電子入札運用の基本)

第1条 機構が電子入札で行う旨を指定した案件は、原則、電子入札システムで処理するものとする。

(電子入札の対象)

第2条 電子入札の対象となる事業及び入札形態は次のとおりとする。

入札種類：一般競争入札・指名競争入札

評価方式：価格評価方式・総合評価方式

2 機構は、電子入札とする案件については、当該入札案件に対する入札公告又は指名通知書にて電子入札指定案件である旨を明示する。

第2章 利用者登録及びICカードの取扱い

(入札参加者の利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、電子入札コアシステム対応の認証局が発行した電子証明書を格納したカード(以下「ICカード」という。)を取得し、電子入札システムにて利用者登録を行う。

2 入札参加者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

(登録ICカードの取扱い)

第4条 入札参加者は、1者につき複数枚のICカードについて利用者登録を行うことができる。

2 入札参加者は、利用者登録済みのICカード(以下「登録ICカード」という。)が失効した場合(登録ICカードの有効期限が到来する場合において、特定認証局へ失効届を提出したときを含む。)は、新たに取得したICカードをもって再度利用者登録を行う。

(ICカードの不正使用等の取扱い)

第5条 入札参加者は、不正な登録ICカード、又は失効事由が生じている登録ICカードを用いて電子入札に参加してはならない。

2 機構は、落札者又は落札者となり得る候補者(以下「落札候補者」という。)に前項に反する事実が判明したときは、落札候補者の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約解除等の措置を行うことができる。

(ICカードの名義)

第6条 ICカードの名義は、次の各号いずれかとする。

(1) 全省庁統一資格、文部科学省建設工事競争参加資格、文部科学省設計・コンサルティング業務競争参加資格又は機構競争参加資格の代表者

(2) 前号の代表者から入札権限について委任された者

2 機構に対する入札委任状の提出は、次項に定める場合及び第7章に定める紙による入札(以下「紙入札」という。)による場合を除き、不要とする。

3 入札参加者は、必要に応じ、社外の者に対して入札権限を委任することができる。この場合、入札参加者は、第7条に定める証明書の提出時に、入札委任状を提出するものとする。

4 入札参加者は、契約締結権限を委任する場合には機構に対する年間委任状を提出するものとする。

第3章 証明書の提出

(証明書の提出)

第7条 入札参加者は、入札説明書に記載する証明書受付開始日時から証明書受付締切日時までに入札説明書に記載された証明書(入札仕様書等を含む。以下「証明書」という。)を提出しなければならない。

(期日等の設定)

第8条 証明書受付開始日時、締切日時は案件ごとに設定する。

(証明書の提出方法)

第9条 入札参加者は、第21条に定める場合を除き、電子入札システムにより、証明書を提出する。なお、証明書のファイル数が複数になる場合は、第20条に定める圧縮方法によって圧縮し、1つのファイルにして提出するものとする。

2 前項にかかわらず、証明書の提出締切後、入札書提出締切前にICカードが取得できる者は、機構の契約担当者との協議の上、証明書提出期限までに電子入札システムを用いずに証明書を提出することができる。この場合、ICカードを取得した後、機構の契約担当者の指示に従い入札書提出締切前に電子入札システムによる証明書の提出も行うものとする。

3 第1項にかかわらず、システム障害等により電子入札システムによる証明書の提出ができない場合は、機構の契約担当者との協議の上、システムを用いずに提出することができる。

4 証明書のうち競争参加資格の写しについては、入札書提出締切までに提示することを条件に、入札に参加することができる。

第4章 入札書等の提出

(期日等の設定)

第10条 入札書受付開始日時及び締切日時は案件ごとに設定する。

(入札書等の提出方法)

第11条 入札参加者は、入札説明書に記載する入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出する。

第5章 開札

(開札の執行)

第12条 機構は、事前に設定した開札日時に開札を行う。ただし、当該入札に第7章に規定する紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）がいる場合は機構の開札執行宣言後、紙による入札書（以下「紙入札書」という。）の記載金額等を電子入札システムに登録した後、システムによる開札を行う。

2 入札参加者は、開札日時において、電子入札システムを利用できる環境にて待機する。

(入札書等未到達者の取扱い)

第13条 入札書受付締切日時において入札書等が電子入札システムサーバーに到達していない場合は、入札に参加しない又は入札を辞退したものとみなす。

(入札書提出後の辞退)

第14条 電子入札システムによる入札書提出後、その開札までの間に入札参加者が入札の辞退を申し入れた場合には、これを認めるものとする。

2 入札書提出後に入札の辞退をしようとする入札参加者は、電話及びFAX又は電子メールで入札の辞退を申し出るとともに、速やかに書面にて辞退届を提出する。

(くじによる処理)

第15条 機構は、落札者となるべき者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者又は落札候補者を決定する。

2 入札書受付締切日時までに電子くじ番号の申請がない場合は、当該入札参加者の電子くじ番号を「111」とする。

(落札者決定通知書の交付)

第16条 機構は、電子入札により落札者を決定したときは、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を交付する。

(落札者決定が遅れる場合の処理)

第17条 機構は、落札者決定が開札予定日時から著しく遅延する場合は、当該入札参加者に状況の連絡を行う。

(再度入札)

第18条 落札となる者がいないときは、機構は再度入札に付することができる。

2 再度入札の入札書締切期限は、開札結果の通知と同時に通知する。

3 再度入札の回数は、当初入札を含め原則3回までとする。ただし、案件により回数制限を設けない場合もある。

4 再度入札の結果、落札となる者がいないときは、最終回目の最低入札者と随意契約に移行する、又は入札を打ち切る。

5 再度入札は原則として開札日に行う。再度入札の入札書の受付時間は、当面30分を標準として設定するものとする。

第6章 提出書類等の取扱

(使用アプリケーション及びファイル形式等の指定)

第19条 入札参加者が当該入札案件にて提出する書類(以下「提出書類等」という。)を電子入札システムの機能を利用して電子ファイルにより提出するときは、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その他の指定がある場合は、案件ごとに入札参加者に明示する。

(1) Microsoft Word 形式

(2) Microsoft Excel 形式

(3) その他のアプリケーション

- ・PDF ファイル
- ・画像ファイル(JPEG 形式及び GIF 形式)
- ・その他特別に認めたファイル形式

(圧縮方法の指定)

第20条 提出書類等をファイル圧縮する場合は、LZH 形式又は ZIP 形式に限定する。

(提出書類等の持参又は郵送の基準)

第21条 提出書類等のファイル容量は2MB 以内とし、2MB を超える場合は、入札参加

者は、各入札案件の契約担当者に連絡の上、持参又は郵送する。

(持参又は郵送書類の提出期日及び提出場所)

第22条 前条に基づき持参又は郵送にて提出する書類等の提出期限は、入札公告に示す当該提出書類等の提出期限と同じとする。

2 前条の規定による提出書類等の提出場所は、入札公告又は指名通知書に示す場所とする。

(ウイルス感染ファイルの取扱い)

第23条 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適応して提出書類等を作成し、送信する際には、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

2 機構は、入札参加者から送信された提出書類等へのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止して当該入札参加者の提出書類等がウイルス感染している旨を電話等で連絡し、別途提出書類等を持参又は郵送するよう指示する。

第7章 紙入札

(紙入札を認める特例)

第24条 入札参加者は、次に掲げる事由により紙入札による入札参加を必要とするときは、機構へ「紙入札参加承認申請書」(様式1)を当該入札の証明書受付締切予定日までに提出し、機構から紙入札による入札参加の承認を得なければならない。ただし、機構が、あらかじめ紙入札も認める場合は、この限りではない。

(1) ICカードが失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行を申請中の場合

(2) システム障害等により電子入札での参加ができない場合

(3) 入札参加資格は有しているが、電子入札システムの有資格者名簿に掲載がないため、ICカードの利用者登録ができない場合

(4) 日本国外に本社を置く法人であって、認証局よりICカードの交付を受けられない場合

(5) 電子入札への対応準備中の場合(ただし、紙入札参加承認申請書(様式1)に電子入札への対応準備状況及び導入予定日を記入し、電子証明書利用申込書の写し又はそれと同等の情報を確認できる文書の写しとともに提出すること。)

(6) その他機構がやむを得ない事由があると認める場合

2 機構は、前項の「紙入札参加承認申請書」が提出されたときは、全体の入札手続の影響を考慮した上でその認否を決定し、その結果を「紙入札参加承認通知書」(様式2)により通知する。

3 当該入札の証明書受付締切日時後から入札提出締切日時の際にシステム障害等により

入札書の提出ができない場合は、速やかに機構に連絡の上、第1項の「紙入札参加承認申請書」を提出し、第2項の「紙入札参加承認通知書」により承認を受けた後、紙入札による入札参加に移行するものとする。

(紙入札の取扱い)

第25条 前条の規定に基づき紙入札での参加又は紙入札への変更を認めた場合は、機構は次の処理を行う。

(1) 紙入札参加者に対し、電子入札に係る作業を行わないよう指示する。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。

(2) 紙入札参加者に提出書類等の様式を指定し、当該電子入札案件の開札予定日時に応対するよう指示する。

(紙入札書の入札・開札場所)

第26条 機構は、紙入札書の入札・開札場所を「紙入札参加承認通知書」等により紙入札参加者に示す。

(紙入札による入札方法)

第27条 紙入札参加者は、持参する紙入札書等に必要な事項(任意の3桁の電子くじ番号を含む)を記載の上、記名押印し、指定された入札・開札場所に設置された所定の入札箱に投函する。なお、機構から入札金額内訳書の提出を求められたときは、当該入札書と併せてこれを投函する。

(再度入札)

第28条 再度入札を行う場合、紙入札参加者は電子入札の入札書受付期限までに入札書を入札箱に投函する。

(代理人による入札)

第29条 代理人が入札する場合には、紙入札参加者は競争参加者の住所・名称又は商号・代表者の役職氏名を記載押印した紙入札書に代理人の氏名を記載押印しておくとともに、入札時まで委任状その他代理権のあることを証明できる書類を提出しなければならない。

第8章 障害発生時の対応

(機構側の障害発生時の対応)

第30条 機構は、電子入札システムの障害等により、電子入札の執行が困難な場合は、状況を調査確認し、復旧見込み等を総合的に判断して入札参加申請及び入札・開札の延期若

しくは中止又は紙入札への変更などの対応をとる。この場合、状況に応じ、ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者等に連絡・公表を行う。

2 機構は、電子入札システムの障害により開札を中止する場合は、既に提出された入札書の開札を行わない。

3 機構は、当該案件について電子入札から紙入札への変更することを決定したときは、案件名に「紙入札に移行」と表記し、以後入札参加者に対し当該案件に係る電子入札システムによる処理は行わないよう指示する。

第9章 電子入札システムにて発行された文書の取消し

(電子入札システムにて発行された文書の取消し)

第31条 機構は、電子入札システムにて発行された文書(落札者決定通知書等)が、電子入札システムの障害、システム操作者の錯誤等による場合は、取り消すことができる。この場合、取消しにかかる処置は、電子入札システムを用いずに行う。

第10章 電子入札システムの運用時間

(電子入札システムの運用時間)

第32条 電子入札システムの運用時間は、次のとおりとする。

平日 午前8時30分から午後8時00分まで